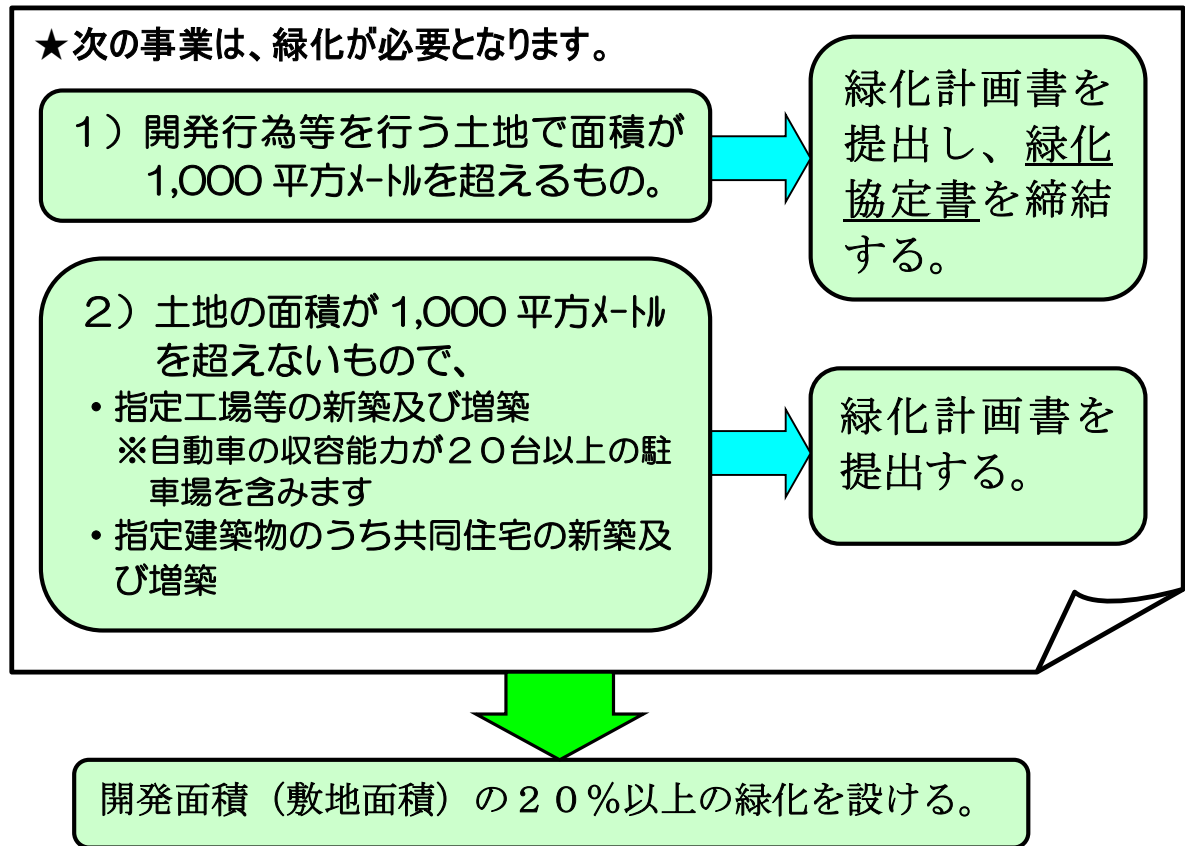


# 緑化協定・計画書について



緑化面積の5割以上は樹木により整備し、その他の部分もできるだけ樹木による緑化を図る。

但し、商業地域及び近隣商業地域は、敷地面積から建築面積を除いた面積の20%以上を緑地として確保する。（緑地の半分は樹木により緑化。屋上庭園、バルコニーガーデン等にもよって緑化に努めること。）

## ★緑化協定書・緑化計画書の作成

- ・書式は「みどり農政課」にて配付する。
- ・緑化の詳細については、池田市開発指導要綱細則第5「自然環境の保全及び緑化」の規定に従うこと。
- ・添付図面は、下記のとおり。

- 1 協定書、計画書表紙
- 2 誓約書（協定書を締結する場合）
- 3 委任状
- 4 付近見取図
- 5 現況図
- 6 植栽計画図
  - ・樹木等の種類、本数、樹高、葉張り等を一覧表にする。
  - ・着色（新植：緑、既存：橙色、移植：青）
  - ・緑化率計算書及び基準植栽密度算定式を明記
- 7 敷地断面図
- 8 敷地求積図、緑地求積図
- 9 建物平面・立面図（建築面積）
- 10 その他市長が必要と認める図書

問合せ先

池田市都市整備部

みどり農政課

072-752-1111(内 463)

## 緑化面積計算資料

		植栽時の樹高	緑被面積	適用
高	木	4m以上	18 m <sup>2</sup> /本	
中	木	2.5m以上 4m未満	10 m <sup>2</sup> /本	
		1m以上 2.5m未満	4 m <sup>2</sup> /本	
低	単植	1m未満	1 m <sup>2</sup> /本	標準 5~10 株/m <sup>2</sup>
	群植		樹冠の投影面積	
生垣(列植)		1m以上 1.5m未満	樹冠の投影面積 または 0.5 m <sup>2</sup> /m	2 本/m 以上
藤棚等木本性 つる植物による 棚物			成長時に棚を被覆 する水平投影面積	

木本性つる植物は、フジ、ブドウなど。バラのアーチも含まれます。

地被植物は、水平投影面積で計算。

壁面緑化は、水平投影延長×高さ1mを緑被面積とします。

その他詳細事項は、直接「みどり農政課」までお問い合わせ下さい。

市ホームページ「細河の植木」が、下記 QR コードよりご覧になれますので、樹種選定の参考にさせていただきます。

